

No.249
2019
6/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



第38回定期大会報告⑤

村田副委員長への制裁審査委員会設置申請を行いました!!

■中央本部執行副委員長 村田俊雄君に対する制裁申請について

- 制裁申請者 東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部執行委員会
- 制裁対象者 中央本部執行副委員長 村田俊雄 君
- 根拠 規約60条第1項(2)(3)(4)
- 理由

中央本部は、2018年4月12日に開催した第35回臨時大会において、吉川委員長（当時）の制裁審査委員会設置を要請し、同大会で設置が確認されました。その制裁理由の一つに4月2日、八王子・東急スクエアで八王子支部が吉川委員長を激励する会が開催された。そこに参加した吉川君は「俺は辞任する覚悟を決めた。本部三役は辞任しないと言っている。ふざけた話だ」「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」と自ら発した臨時大会開催に向けた「指令」を自らの言動によって否定し臨大を破壊しようとするものであって組合員への背信行為であり、組織混乱を引き起こすものである。と記載されています。

しかし、この事は事実無根であり看過するわけにはいきません。以下、事実を述べます。

八王子支部が主催した集会の正式名称は「会社による不当労働行為を許さず、吉川中央執行委員長と共にたたかう反転攻勢に決起する集会」です。「吉川委員長を激励する会」ではありません。この集会は、12地本が一丸となって会社による不当労働行為を跳ね返すたたかいを中央本部と共に八王子地方本部から創り出すための意思統一を行う事を目的にした集会であり、吉川委員長が本部を代表して参加し発言する事は当然であると考えます。さらに言えば、吉川委員長は「この間、一人でも多くの組合員の声を聞くために職場に入り、18春闘の総括議論を深めるように活動していた事」「その一環としての八王子支部組合員との意見交換の場に参加し、組織混乱への謝罪と組合員の率直な声を多く聞いてきた事」「今、本部がやるべき事は組合員の声を総括に反映させ12地本の統一闘争へと練り上げる事」など、今後のたたかいの方針と中央本部、八王子地方本部が成すべき課題が示され、参加した多くの組合員もその事を受け止めています。これが歴然とした事実です。よって制裁理由のひとつにされている「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」という発言は全くの捏造です。これは臨大破壊をしようとしている事を恣意的に映し出そうとするために創り出された虚偽の言動です。

これらのデタラメな虚偽の制裁申請理由は断じて認められない事は当然ですが、形式的にも伴っていない事は一人の組織人の人生をも狂わしかねない人権侵害を犯していると言っても過言ではありません。当初から中央本部は吉川委員長に対して指摘や議論は一切されていませんし、当該の八王子地方本部に対しても事実調査などの指導すらありませんでした。よって、4月7日に中央本部奥山執行副委員長（当時）氏家執行副委員長に対し、八王子地方本部佐々木書記長と長澤執行委員（当時）が直接本部へ出向き「事実と違うではないか」「何で八王子地本に聞かないのか？」問うも明確な回答がありませんでした。さらに八王子地本第22回定期大会において、八王子支部選出の代議員から来賓で参加された徳野執行副委員長に対し、4月2日に開催した集会に触れ「事実を捻じ曲げ、吉川委員長への制裁を撤回するべき」との発言に対しても一切答えて頂けませんでした。問い合わせにも答える事もなく、本来は制裁申請に至る前に問題だと思えば事実関係を調査した上で、中央本部内で相互指摘・議論を行うべきです。その事を一切行わず制裁申請した事は明らかに指導機関としての指導性の放棄であり責任逃れの何ものでもありません。

以上の経過に踏まえ、八王子地方本部は第8回執行委員会において、事実確認を一切行わず、虚偽による制裁理由を用いて実質的な制裁を加える事は規約60条第1項(2)組合の名誉を著しく汚す行為(3)組合の団結または統制を乱す行為(4)その他組合の目的及び事業の遂行を妨げる行為に該当するものである事と決定し、第38回定期大会に制裁申請する事を確認しました。

中央本部は「決まった事を守れ」というのかもしれませんが、私たちは決め方を問題にしているのであって、事実確認を一切行わない事は冤罪事件と変わらないという認識です。

したがって、吉川委員長に対して制裁審査委員会設置申請を請求した当時の責任者である中央執行委員長代理（現中央本部執行副委員長）・村田俊雄君の制裁の申し立てをするものです。

以上